

鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）（案）に係る意見公募手続の結果一覧

■ 募集期間 令和4年8月22日（月）から令和4年9月21日（水）まで

■ 意見提出者数 2人

■ 意見件数 20件

| NO. | ページ<br>番号 | ご意見等の概要  | 対応の<br>有無 | 回答  |
|-----|-----------|--|-----------|---|
| 1   | 34        | <p>施設の運転管理</p> <p>水道局は非常に長いスパンをかけて水道現場のノウハウを蓄積し、今日の限られた人員で日常的に現場作業をしています。然し施設の運転管理監視や施設の日常点検、巡視、清掃、目視などの点検維持管理を民間に包括的委託や指定管理者制度委託、第三者委託すれば、現場を知らない職員が次第に増えて、自ずと現場や事務が疎くなり、人材育成や技術伝承・ノウハウが廃れるリスクを生みだし、ひいては水道局の機能を貶めますから、「民間活用」委託は絶対反対。直営による施設の運転管理を求めます。</p> <p>水質検査業務等の民間活用</p> <p>水道は、水源から蛇口までの連続システムで、どこかに不具合があれば、水の供給に支障をきたしますから、水質検査には高度な分析技術や検査機器を必要とします。「民間活用」が先行した場合、水道水質検査のための GLP=Good Laboratory Practice 確認が必要であり、水質異常時の迅速で確かな対応に不安があり、検査担当職員の不足の場合は“民間検査業者の言いなり”になりかねません。ことは人の健康を支える「水の安全」に関わりますから、上流・水源の水質変化、異常物質・農薬・放射能等の汚染は重大な飲みもの公害を生みます。公害を予防し監視していくことは、責任重く「公共検査」が極めて重</p> | なし        | <p>人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の課題に対応し、将来にわたって安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図る必要があります。そのため、基盤強化の取組の1つとして、水道事業を支える人材確保のための民間活用を検討しています。</p> <p>民間活用につきましては、人材不足を補完し、民間のノウハウや創意工夫により効率的な業務遂行が期待できますが、非常時の責任や職員の技術力の低下等が懸念されます。そのため、民間活用の際には、あらかじめ民間事業者との責任分担を明確化した上で、監視・監督に必要な体制を整えるとともに、民間事業者に対する適切な指揮監督ができる職員の育成に努めます。</p> <p>*GLP（=Good Laboratory Practice）とは、優良試験所基準をいいます。</p> |

|   |    |  |    |   |
|---|----|--|----|---|
|   |    | 要です。「民間検査業者」の責任の比ではありませんから「民間活用」は猛反対。直営実施を求めます。  |    |   |
| 2 | 34 | 水道メーターの共同購入<br>水道メーターの共同購入は多少の経費縮減をもたらすと思います。  | なし | ご意見として承ります。   |
| 3 | 34 | 料金徴収及び検針業務の広域化<br>料金徴収・検針業務は公募選定の民間会社に包括的委託をしていますが、隣接市町間で公募して受託者を選出し広域化を構想されるならば反対です。民間企業は目先の利益や効率重視の利潤第一主義ですから、公共サービスを担うにまして委託費や備品購入、はたまた企業維持のマージンを予算要求に加える等を否定できません。料金徴収の広域化はお金を扱う民間が利権を拡充する仕儀になりかねません。広域化を進めるならば料金等収納業務のリモートワーク化を一層促進し、検針業務は単年度契約の従来型業務委託（民法上の請負契約）の復活を提案します。 | なし | 料金徴収及び検針業務については、近隣市町も鈴鹿市と同様に民間委託しており、仕様を統一するなどして近隣市と広域共同発注することにより委託費の削減が見込めるため今後実施の検討をしております。<br>なお、委託先の選定にあたっては、公募型プロポーザル等を実施し、入札価格や技術力等を総合的に評価して選定しております。 |
| 4 | 34 | 水質検査業務の広域化<br>水質検査は、人の健康を支える「水の安全」に関わり、公害を予防し、監視する重要な役割を担いますから、民間検査業者が担う職務ではありません。難しい高度な分析をこなす選り優りのスタッフと高度機器を備えた中央公共検査施設を設立し、そこに水質検査範囲を減じた地方の検査情報を集積し、情報を速やかに分析し還元するシステムを構築すれば、良い働きが可能になるのではないのでしょうか。  | なし | 水質検査業務については、民間活用の検討とともに、近隣市町との広域化を検討しています。<br>業務の広域化により、重複する設備投資の削減や検査機器の有効利用といった効果が期待されます。<br>また、技術的情報の共有が図られ、各市町の技術力の補完や技術継承に繋がると考えます。                    |
| 5 | 48 | (6)ア 投資の課題<br>課題2「人口密度が低くなることにより施設効率の低下」と課題が記載されていますが、整備手法を見直す区域はこの定義に該当するところばかりと考えてよいのですか。  | なし | 鈴鹿市の人口は今後減少していく見通しであり、整備手法を見直す区域に限らず、市全体として人口密度が低下していくことが予測されています。  |
| 6 | 48 | (6)イ 財政の課題<br>課題3「新規整備に対する国庫補助金は今後削減される見通しであり、・・・投資費用の大部分を自己資金で賄うこととなり」  | なし | 国庫補助金の交付要件が2020年度から変更され、汚水処理人口普及率95%以上を達成している自治体は、新規整備に対する補助金の優先的な配分対   |

|    |    |  |    |   |
|----|----|--|----|---|
|    |    | と課題が記載されていますが、8月30日に国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課の職員に確認したところ「補助金が削減されると決まったわけではない。」との回答でした、不確定要素によって市民の多大な影響がある計画を見直すのではなくて、国の方針が定まってから検討すべきではないのですか。 |    | 象から除外されることとなりました。<br>鈴鹿市の汚水処理人口普及率は、2026年度末には95%以上となる見込みであり、未普及解消のための新規整備に対する補助金の優先的な配分対象から除外される見通しです。  |
| 7  | 48 | (7)課題の解決に向けて<br>投資計画の方向性に「特性や経済性等を勘案し、最適な整備手法を選択することが重要」と記載されていますが、整備済みの区域で市街地農地が存在する地域がありますが、人口密度が低い地域に公共下水道を整備している地域はありませんか。               | なし | 公共下水道は、人口密度が高い地域から優先して整備しています。ただし、下流側から整備をする必要があるため、人口密度が高い地域まで接続するために、部分的に農地がある地域などを整備している場合もあります。   |
| 8  | 58 | (2)ア投資計画の見直し<br>「人口減少とともに使用料収入も減少する見込みであり、施設効率の低下による経営状況の悪化が懸念されます。」と記載されていますが、整備手法を見直す区域に人口密度の高い地域は無いのですか、あるのであれば収入確保のために整備すべきではないでしょうか。    | なし | 鈴鹿市の人口密度は、人口減少とともに低下し、整備手法を見直す区域においても、人口密度は低下していく見通しです。<br>また、使用料収入や受益者負担金だけでは新規整備にかかる費用を賄えておらず、繰入金に大きく依存している状況であり、人口密度が低下していく中、新規整備を進めた場合には、更に収入確保が困難となる見通しです。 |
| 9  | 58 | 対応1<br>10年概成の目安である「汚水処理人口普及率95%以上」の達成を目標として計画区域を見直す」と記載されていますが、95%以上にならないければ見直した計画区域に下水道整備を行うということですか。                                       | なし | 汚水処理人口普及率は、鈴鹿市全体の人口のうち、公共下水道処理区域人口と農業集落排水処理区域人口と合併処理浄化槽人口の割合をいいます。<br>2026年度末までに95%以上を達成できなかった場合は、合併処理浄化槽の設置を促進することにより95%以上の達成を目指します。                           |
| 10 | 58 | 対応2（中長期）<br>「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、整備手法を合併処理浄化槽による整備とします。」と記載されていますが、(短期)において計画区域を見直しているのにどこを合併処理浄化槽で整備するのですか。                                   | なし | 2026年度までの短期で公共下水道の整備を完了し、2027年度以降の中長期については、公共下水道が整備されない区域において合併処理浄化槽による整備とする予定です。<br>合併処理浄化槽で整備する区域は、P59の【投資計画の概要図】の最下段の整備手法が「合併処理浄化槽」となっている区域です。               |

|    |    |   |    |  |
|----|----|---|----|--|
| 11 | 59 | <p>【投資計画の概要図】</p> <p>「全体計画から除く区域596ha」と記載されていますが、地図もつけずに市民に意見を聞いていますが、自分の区域が該当するのとしなのでは大きく判断がかわるので、詳細な図面を添付してください。</p>                                      | あり | 区域がわかるように図面を追加します。   |
| 12 | 59 | <p>【投資計画の概要図】</p> <p>「全体計画から除く区域596ha」と記載されていますが、鈴鹿市のホームページに掲載されている「鈴鹿の都市計画」によると「汚水約3,624ha」公共下水道整備すると都市計画法に基づき決定しているが、見直しを行うということはこの決定も変更するという事によろしいか。</p> | なし | 今後、都市計画決定の変更手続を行っていく予定です。  |
| 13 | 59 | <p>【投資計画の概要図】</p> <p>「全体計画から除く区域596ha」と記載されていますが、資料を見ているだけだと、時間が来たので整備をやめるといように感じるのですが、除かれる市街化区域と整備がされた市街化区域の違いは何があるのですか。</p>                               | なし | <p>公共下水道を整備しようとするときは、5～7年以内に整備する区域等を定めた事業計画を策定し、整備する区域を公表する必要があります。2026年度までに公共下水道が整備される区域は、事業計画を策定して整備することを公表している区域です。</p> <p>そのため、この区域については、合併処理浄化槽設置補助金の交付対象外です。一方で、今回の見直しにより全体計画から除く区域については、事業計画区域外であり合併処理浄化槽設置補助金を交付しています。</p> |
| 14 | 60 | <p>イ合併処理浄化槽の促進</p> <p>「公共下水道の終末処理場と同様の汚水処理が可能です。」と記載されていますが、公共下水道と同等の処理ができるのであれば、なぜ公共下水道を選択して処理をすると定めたのですか。</p>   | なし | <p>鈴鹿市の人口は2008年まで増加していましたが、それ以降は減少に転じ、近年は人口減少が加速しています。</p> <p>人口が増加している時代には、公共下水道が効率的な整備手法と考え整備を進めていましたが、近年の人口減少を踏まえ、2026年度には公共下水道の整備を完了し、公共下水道が整備されない区域については、人口に応じた設置や撤去が可能な合併処理浄化槽による整備とする予定です。</p>                              |
| 15 | 60 | イ合併処理浄化槽の促進   | なし | 合併処理浄化槽の設置費用については、設置者個   |

|    |    |  |    |  |
|----|----|--|----|--|
|    |    | <p>「2020年4月から補助額を約30%増加しています。公共下水道整備区域の対象外となる残りの市街化区域についても、同様に補助額を増額する予定です。」と記載されていますが、整備されない地域は通常の補助金に30%増額してもらえるようですが、整備区域の市民は受益者負担金と使用料を徴収されていますが、これと同等の利便は享受できているのですか。</p>   |    | <p>人が補助金以外の費用を負担しており、一方で公共下水道については、受益者負担金として工事費の一部を負担しており、それぞれが汚水処理に対して応分の負担をいただいています。</p> <p>そのため、一概に費用を比較することはできませんが、合併処理浄化槽も公共下水道も、同様の汚水処理により生活環境の改善と公共用水域の水質保全といった利便を享受できています。</p> |
| 16 | 60 | <p>イ合併処理浄化槽の促進</p> <p>合併処理浄化槽の維持管理は住民が行うと思うのですが、モラルの欠如した方が適正な管理を行わなかった場合は、上下水道局の職員が指導してくれるのですか。また、垂れ流された側溝の清掃もしてもらえるのですか。</p>  | なし | <p>浄化槽の適正な維持管理に関する指導は、三重県が行っています。</p> <p>側溝の清掃につきましては、汚損の原因者が分かる場合は原因者に、原因者が不明な場合は側溝の管理者にそれぞれお願いすることになります。</p>   |
| 17 | 62 | <p>エ北勢沿岸流域下水道事業の見直し</p> <p>「南部浄化センターの整備事業が継続するため」と記載されていますが、41ページのイラストのように楠町に海を埋め立てて処理場の建設を行っていますが、計画処理面積5955.9haに必要な規模の埋め立てを行ったと思いますが、今回見直しそうとしている596haが含まれているのであれば、必要でない埋め立てが行われたことになるのではないのですか。</p> <p>また、不要な埋め立てが行われたのであれば、不要な部分の建設負担金は下水道使用料から支払われるのですか、それとも税金で支払われるのですか。</p> | なし | <p>南部浄化センターの計画処理面積に、今回の見直しにより公共下水道が整備されなくなる予定の区域が含まれていますが、農業集落排水処理施設を公共下水道に接続すること等も検討しており、現在建設中の施設能力を利用できるように検討してまいります。</p>  |
| 18 | 79 | <p>管路維持管理業務等の民間活用</p> <p>既存の公共下水道施設はまだ新しく、耐震化対応がされていますし、農業集落排水施設は施設・管渠とも新しく、小規模施設が多数点在していることは、逆に自然大災害発生時に有利に働くこと、また合併処理浄化槽は有意義とされて設置が促進されているのですから、「民間活用」における管路維持管理を検討するのではなく、限られた人員であってもIT技術を活用して効率的な管路維持管理を図ることを求めます。</p>   | なし | <p>今後の施設の老朽化、職員の減少による執行体制の脆弱化や使用料収入の減少等といった様々な課題を抱えており、より一層効率的な事業運営が求められています。</p> <p>そのため、民間活用だけでなくその他にも経営改善に向けた取組について検討を行い、効率的な維持管理に努めます。</p>   |

|    |    |   |    |  |
|----|----|---|----|--|
| 19 | 全体 | <p>公共下水道の区域や処理方法の見直しについてパブリックコメントを実施していますが、見直しにより区域から除外される市民にとっても大きな問題でもあります。すでに公共下水道が整備された区域の市民にとっては、同じ市街化区域の中で合併処理浄化槽で処理できる区域が出来るにもかかわらず、今後も公共下水道の高い使用料を払い続けなければならないという大きな問題があります。このような大きな問題があるにも関わらず、当事者たちがパブリックコメントの実施で初めて情報を知るのではなくて、市の担当者から直接説明を聞いた上でパブリックコメントで意見を言えるのが本来の行政運営ではないでしょうか。パブリックコメント実施後でもいいので、市民に対して直接説明する場を設けて説明を行ってください。</p>   | なし | <p>今後、都市計画決定の変更手続を行っていく予定ですが、その手続の中で説明を行う場を設けたいと考えています。</p> <p>また、広報すずか等を通じて鈴鹿市上下水道事業経営戦略（改定版）の周知を図っていきます。</p> |
| 20 | 全体 | <p>上下水道事業における「民間活用」は“本当に経費縮減につながったのか。公共サービスの健全性が保たれたのか”</p> <p>広域化や共同化、「民間活用」といった取り組みが拡大につれ、上下水道局は民間に業務指示をしていけば、仕事をしてくれるのですから、職員業務は楽になり人件費も縮減できます。然し職員は自ずと「暗黙知」と呼ばれる経験で習得した現場のコツやカンが薄れ、事務に疎くなり、業務遂行能力が痩せ細っていくのは当たり前です。</p> <p>上下水道局の事業運営は市民の受益者負担の独立採算を原則としますし、局は民間を監理監督・指導する責務を担いますから是非、一事業年度ごとに包括的業務委託について、経費の詳細な実態調査と世論調査（市民アンケートなど）を行って上下水道事業における「民間活用」は“本当に経費縮減につながったのか。公共サービスの健全性が保たれたのか”を検証・分析し、その結果を市民に公開することを求めます。</p> | なし | ご意見として承ります。  |